

令和 6 年 4 月 8 日

保護者 様

大阪府立寝屋川高等学校
准校長 服部 有晋

新型コロナウイルス感染症 5 類感染症への移行後の府立学校における教育活動について

◆ **出席停止期間**：発症した後 5 日を経過し、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

※「症状が軽快」とは従来の社会一般における療養期間の考え方同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう

※出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する

平 時

令和 5 年 5 月 8 日以降、内容についての変更はありません。
今年度も引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

5 類感染症へ移行後においても感染拡大を防止するため、学校教育活動に支障を生じさせることなく、両立が可能な対策については、継続して実施することが有効となります。

【平時から求められる感染症対策】

健康観察

- ・発熱や咽頭痛（のどの痛み）、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養する
- ・登校後に発熱や普段と異なる体調不良の場合には、早退し症状がなくなるまで自宅で休養する

換気の確保

- ・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2 方向の窓を同時に開けて換気する
- ・十分な換気ができない場合には、サーキュレーターや空気清浄機等の搬入など、換気のための補完的な措置をする

手洗い等の手指衛生

- ・外から教室に入る時やトイレの後、食事の前後など、流水と石けんでこまめに手洗いをする

せきエチケット

- ・せき、くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチやそで、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえ、他者にひまつを飛ばさないようにする

清掃

- ・清掃により清潔な空間を保つ

マスク

- ・マスク着用の有無による差別・偏見がないようにする

免疫力を高める

- ・「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」

※感染流行時はマスクの着用や活動場面ごとに感染症対策をお願いする場合があります。